

事務連絡

令和3年1月20日

各児童福祉施設 御中

八重瀬町民生部児童家庭課長

(公 印 省 略)

沖縄県独自の緊急事態宣言発出による八重瀬町内児童福祉施設の対応等について

平素より、新型コロナウイルス感染症に係る対応等にご尽力いただき感謝申し上げます。
令和3年1月19日に発出された沖縄県独自の緊急事態宣言を受け、以下のとおりご連絡
します。

【本緊急事態宣言の児童福祉施設関連方針】

- ・緊急事態宣言の期間（令和3年1月20日～令和3年2月7日）
- ・原則開所（これまでの対応を継続）。
- ・県外の緊急事態宣言地域への不要不急な往来の自粛要請。
- ・外出自粛要請。

○八重瀬町内の保育園・学童クラブ・認可外保育園・子育て支援センター・児童館の登園自
粛等の対応について

本緊急事態宣言発出による学校・保育園等の一斉休校等の措置はないため、登園自粛の
要請は行わない。

また、県外の緊急事態宣言地域（国・県独自の発出地域）への不要不急の往来自粛要請
が発出されているため、往来があった場合、保護者へ家庭保育協力依頼等を行うことを可
とします（保育料の減免無し）。

○これまでの対応方法の継続について

- ・毎日の健康観察の徹底（登園する前の検温等）。
- ・体調不良時の登園・出勤（目安 37.5℃：個人の平熱を配慮）など。
- ・園関係者や園児の家族で新型コロナウイルス感染症にかかる事案がある場合の町への
報告の徹底。
- ・手・指・備品・施設の消毒及び換気の徹底。
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる上記事案以外の随時相談。

※本文書は、令和3年1月20日時点のものであり、今後、変更があり得ますのでご留意下
さい。

お問い合わせ先：八重瀬町民生部児童家庭課
子育て支援係 電話：098-998-7163